

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		<品名> 乳製品（関税暫定措置法別表第1の6及び第1の7に掲げられた物品） <制度名> 特別緊急関税制度									
改正要望の内容		○ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第7条の3第1項及び第7条の4第1項 ○ 具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。									
税番	統計細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許 税率	現行制度の増減 税規模	改正 増減 収額
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
		(該当なし)								0円	-
改正要望内容の施行期日及び適用期間		施行期日：令和9年4月1日 適用期間：「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。									
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況		① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 特別緊急関税制度は、輸入基準数量を超える、又は発動基準価格を下回る輸入について、追加関税を課すことにより、同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える損害を緩和することを目的としている。 また、同制度は、WTO・農業に関する協定第5条に基づき、「改革過程の期間中、効力を有する」暫定的な措置として位置づけられている。 (2)輸入状況等 (該当なし) (3)国際市況等 (該当なし) (4)国際交渉の状況・諸外国における制度実態 特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置の代償として導入されたものであり、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に関税率の引き上げを行う措置は、輸入急増時等の安全弁として、国際約束において認められた措置である。									

	② 問題点 我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。																								
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 一定数量を超える輸入、又は一定価格を下回る金額での輸入が、本邦の産業に与える損害を緩和する。 ② 改正の方向性 国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、一定数量を超える輸入、又は一定価格を下回る金額での輸入が、本邦の産業に与える損害を緩和する必要がある。 本制度の維持以外に、一定数量を超える輸入、又は一定価格を下回る金額での輸入が、本邦の産業に与える損害を緩和する手段として、補助金等を利用した国産乳製品の価格支持が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、本制度の維持が最も効率的である。 令和9年3月31日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、一定数量を超える輸入、又は一定価格を下回る金額での輸入が、本邦の産業に与える損害を緩和する必要があるため、改正を要望するものである。 ③ 改正目的達成予定時期 国産品が十分な国際競争力を確保した時点。																								
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 依然として大きな内外価格差が存在する中、本制度の適用により、新たな財政負担なく本邦の産業に与える損害を緩和することができる。 【令和7年度における発動実績】 数量 SSG 2回、価格 SSG 0回 (参考) 国産品と輸入品との間に存在する内外価格差 (脱脂粉乳) <table><tr><td>年度</td><td>国産品価格（税抜）</td><td>輸入品価格</td><td>内外価格差</td></tr><tr><td>R3</td><td>652 円/kg</td><td>392 円/kg</td><td>1.7 倍</td></tr><tr><td>R4</td><td>651 円/kg</td><td>582 円/kg</td><td>1.1 倍</td></tr><tr><td>R5</td><td>723 円/kg</td><td>485 円/kg</td><td>1.5 倍</td></tr><tr><td>R6</td><td>726 円/kg</td><td>465 円/kg</td><td>1.6 倍</td></tr><tr><td>R7</td><td>740 円/kg</td><td>484 円/kg</td><td>1.5 倍</td></tr></table> 資料：国産品価格：大口需要者価格（農林水産省） 輸入品価格：貿易統計（CIF 価格）（財務省）	年度	国産品価格（税抜）	輸入品価格	内外価格差	R3	652 円/kg	392 円/kg	1.7 倍	R4	651 円/kg	582 円/kg	1.1 倍	R5	723 円/kg	485 円/kg	1.5 倍	R6	726 円/kg	465 円/kg	1.6 倍	R7	740 円/kg	484 円/kg	1.5 倍
年度	国産品価格（税抜）	輸入品価格	内外価格差																						
R3	652 円/kg	392 円/kg	1.7 倍																						
R4	651 円/kg	582 円/kg	1.1 倍																						
R5	723 円/kg	485 円/kg	1.5 倍																						
R6	726 円/kg	465 円/kg	1.6 倍																						
R7	740 円/kg	484 円/kg	1.5 倍																						

	関税番号 0402. 10-110, 121, 129, 211, 212, 221, 222 0402. 21-211, 212, 221, 222 0402. 29-211, 220, 291																								
	(バター) <table><tr><th>年度</th><th>国産品価格（税抜）</th><th>輸入品価格</th><th>内外価格差</th></tr><tr><td>R3</td><td>1, 285 円/kg</td><td>637 円/kg</td><td>2. 0 倍</td></tr><tr><td>R4</td><td>1, 270 円/kg</td><td>951 円/kg</td><td>1. 3 倍</td></tr><tr><td>R5</td><td>1, 423 円/kg</td><td>866 円/kg</td><td>1. 6 倍</td></tr><tr><td>R6</td><td>1, 500 円/kg</td><td>1, 079 円/kg</td><td>1. 4 倍</td></tr><tr><td>R7</td><td>1, 607 円/kg</td><td>1, 228 円/kg</td><td>1. 3 倍</td></tr></table> 資料：国産品価格：大口需要者価格（農林水産省） 輸入品価格：貿易統計（C I F 価格）（財務省） 関税番号 0405. 10-110, 121, 129, 210, 221, 229 0405. 20-010, 090 0405. 90-110, 190, 210, 221, 229	年度	国産品価格（税抜）	輸入品価格	内外価格差	R3	1, 285 円/kg	637 円/kg	2. 0 倍	R4	1, 270 円/kg	951 円/kg	1. 3 倍	R5	1, 423 円/kg	866 円/kg	1. 6 倍	R6	1, 500 円/kg	1, 079 円/kg	1. 4 倍	R7	1, 607 円/kg	1, 228 円/kg	1. 3 倍
年度	国産品価格（税抜）	輸入品価格	内外価格差																						
R3	1, 285 円/kg	637 円/kg	2. 0 倍																						
R4	1, 270 円/kg	951 円/kg	1. 3 倍																						
R5	1, 423 円/kg	866 円/kg	1. 6 倍																						
R6	1, 500 円/kg	1, 079 円/kg	1. 4 倍																						
R7	1, 607 円/kg	1, 228 円/kg	1. 3 倍																						
	(2) 消費者等の利益に与える効果・影響 諸外国からの一定数量を超える輸入、又は一定価格を下回る金額での輸入を制限することにより、我が国の酪農産業を保護し、牛乳・乳製品の安定供給に寄与する。 (3) その他の効果・影響 特になし。 ② 改正の妥当性 本制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置の代償として導入されたものであり、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に関税率の引き上げを行う措置は、輸入急増時等の安全弁として、国際約束において認められた措置であることから、引き続き本制度が必要である。																								
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を																								

	支援する一環として、本制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 以下の政府方針の達成のためには、本制度の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。 【農業競争力強化プログラム】 ・ 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ・ 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 ④ 関連措置 【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】 ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置 ・ 酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・ 上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	輸入数量が輸入基準数量を超えた場合、及び課税価格が発動基準価格を下回った場合の本制度は、平成7年度に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	上記の「改正によって期待される効果」のとおり、新たな財政負担なく本邦の産業に与える損害を緩和することができた。